

市民の皆さまからの御意見を募集します 未来を創る京都文化遺産継承プラン ～「京都市文化財保存活用地域計画」～（中間案）

概要版

意見募集の趣旨

京都市には、数多くの有形無形の文化財が存在し、長年にわたり所有者をはじめとした市民の皆さまの努力により守り伝えられてきました。

また、文化財に指定、登録されていないものの中にも、歴史的まち並みや食文化、きもの文化、年中行事などの豊かな暮らしの文化が息づき、市民生活のうるおいや地域の活性化に大きな役割を果たしています。

こうしたものを末永く未来に伝えていくため、京都市では、文化財保護法に位置付けられた「文化財保存活用地域計画」の認定を目指して取り組んでおります。

この度、「京都市文化財保存活用地域計画（中間案）」を取りまとめましたので、市民の皆さまの御意見を募集します。

なお、計画の詳細は、ホームページで公開しています。詳細は、右の二次元コードを読み取っていただき、御覧ください。



皆さまからのたくさんの御意見をお待ちしています



御意見の提出方法

募集期間 令和2年11月12日（木）～令和2年12月11日（金）【必着】

提出方法

次のいずれかの方法により御提出ください（様式自由）。

① 送信フォームの場合

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/bunshi/0000275122.html>

② 電子メールの場合

bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp

③ FAXの場合 075-213-3366

④ 郵送の場合 下記の提出先にお送りください。

⑤ 持参の場合

平日の午前8時45分から午後5時30分までの間に下記の提出先に御持参願います。
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り他の方法をご利用ください。

提出先
(お問い合わせ)

京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課

住所：〒604-8006

中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階

電話：075-366-1498 FAX：075-213-3366

電子メール：bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はできません。また、お電話での御意見は受け付けておりませんので、あらかじめ御了承ください。
- いただいた御意見につきましては、個人に関する情報を除き、内容を公開する場合があります。また、御意見に対する京都市の考え方については、後日、京都市のホームページで公表します。

文化財保存活用地域計画作成の背景と目的

歴史都市である京都には多くの有形無形の文化財が存在し、所有者をはじめ関わる市民の皆さまの尽力により守り伝えられてきました。

しかし、人口の減少や、地域社会コミュニティの希薄化などの社会状況の変化は、文化財の担い手不足等とも密接に関わり、その維持継承の在り方も変化しています。

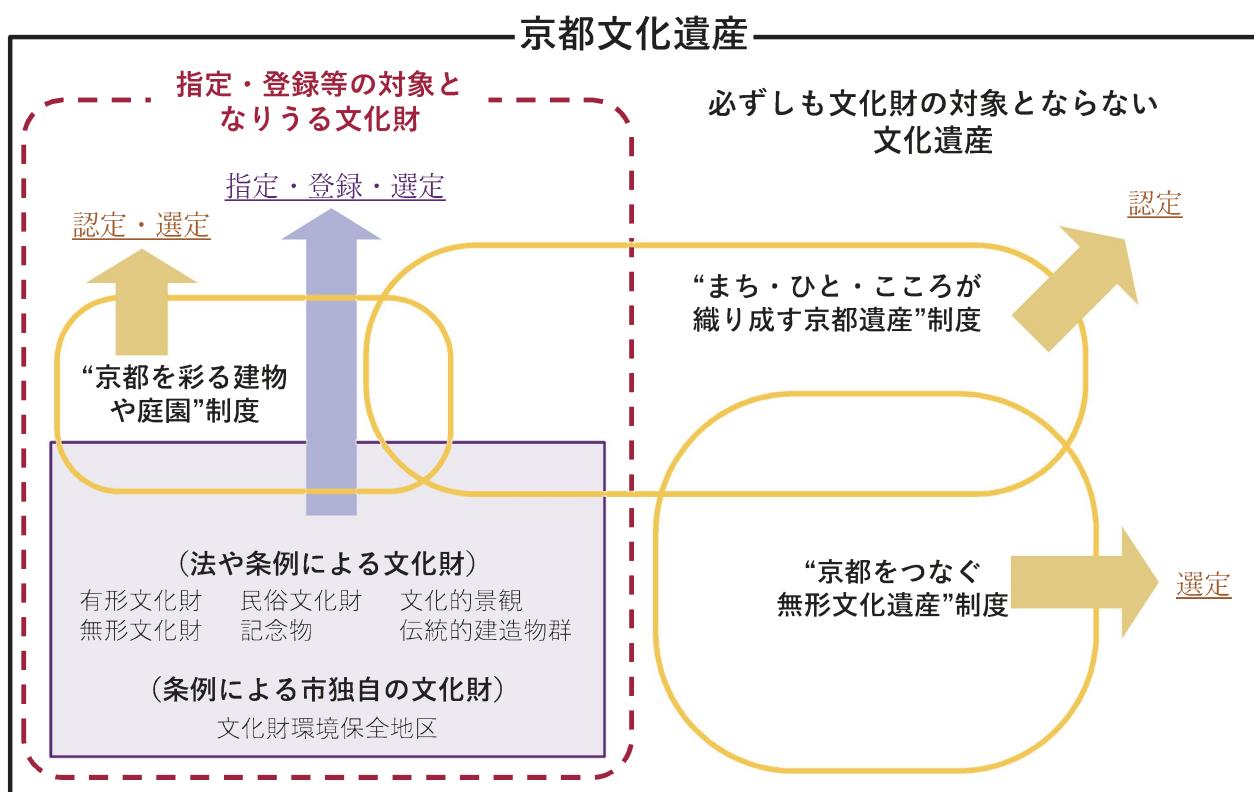
本計画は、平成31年4月に施行された改正文化財保護法に「文化財保存活用地域計画」が位置付けられたことを受けて、未指定を含めた文化財を多くの関係者の参画による持続的な維持継承につなげていくために作成するものです。

計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

京都文化遺産とは

本計画においては、文化財保護法及び京都市文化財保護条例による保護の対象となる「文化財」に限らず、京都の人々の生活、歴史と文化の理解のために欠くことができない有形、無形のもの全てを「京都文化遺産」と位置付け、維持継承を図っていきます。



京都文化遺産の概要

京都では、絶えず新しい文化が創造されてきたことから、市内それぞれの地域に、古代から現代に至る各時代の歴史や文化を伝える大切な京都文化遺産が存在しています。

寺社、町家・民家等の建物・庭園や近代の建造物

皇室、武士、寺社、町衆などによる建物や庭園、交通や土木等に関連する近代の建造物が残されている



浄住寺の庭（西京区、市指定）



七条大橋（東山区、下京区、国登録）

太古からの自然

数万年前は湖であったと言われており、太古からの山や池などの自然遺産がある



深泥池生物群集（北区、国指定）

自然や暮らしと結びついた歴史的な景観地

自然と一緒にとなった風土や、人々の生活と生業によって形成された歴史的な景観地が広がっている



京都岡崎の文化的景観（左京区、重要文化的景観）

地域に伝わる産業遺産や民具等の歴史資料

それぞれの地域に、生活や産業等に係る歴史資料が伝えられている



市電の車両（梅小路公園）
(写真)京都市都市緑化協会



初の国産ジャカード機
200口 荒木小平作（市指定）
(写真)（一財）西陣織物館

祭礼行事や民俗芸能

祭礼行事や民俗芸能が市内の各地域に継承されており、一年を通して何らかの行事が行われている



地蔵盆

寺社や旧家等に伝わる宝物や古文書

仏教美術、世俗画、茶道具、漆器など、多分野にわたる宝物や古文書等の歴史資料が残されている



善峯寺色絵牡丹唐草透彫
七宝繋文六角壺（市指定）

様々な時代の埋蔵文化財

様々な時代の価値の高い埋蔵文化財が数多く出土している



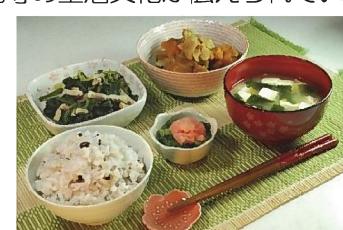
淀水垂町出土
人面土器・土馬・カマド

暮らしの文化とそれを支える生業や匠の技

邦舞、能などの芸能や、西陣織、京焼・清水焼などの工芸、茶道、華道、香道、食文化等の生活文化が伝えられている



茶道（初釜の様子）



一汁三菜を中心とする和食

京都文化遺産の維持継承に係るこれまでの取組

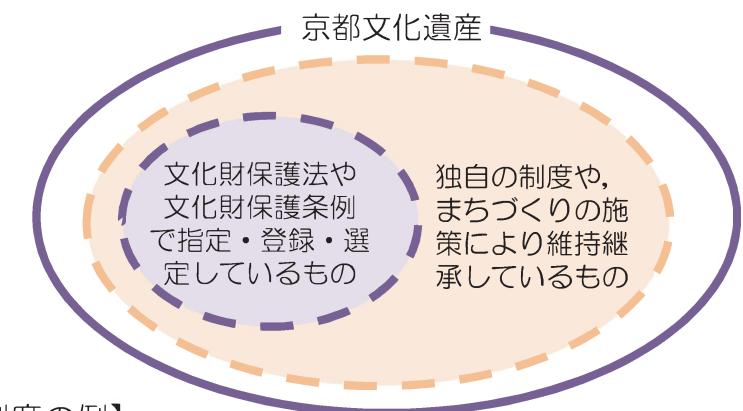
京都文化遺産の維持継承の取組は、文化財保護法や京都市文化財保護条例の枠にとらわれず、本市独自の制度を設けたり、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定や周辺の町並みの保全など、まちづくりの施策も取り入れながら、多くの市民の参画のもと、進めてきたところに特徴があります。

【京都文化遺産の維持継承に係る本市独自の制度の例】

京都を彩る建物や庭園（平成23年（2011）11月創設）

市民が京都の財産として残したいと思う建物や庭園を公募し、市民に推薦されたものを「選定」、選定されたもののうち、特に価値が高いと認められるものを「認定」し、維持継承につなげる制度です。

令和2年（2020）10月1日現在、463件を選定、そのうち153件を認定しています。



【認定】紙屋川庭園（北区）



【選定】J R 稲荷駅ランプ小屋
(伏見区)

京都をつなぐ無形文化遺産（平成25年（2013）4月創設）

世代を越えて伝えられてきた暮らしの文化などの無形文化遺産の価値を再発見、再認識し、大切に引き継いでいこうという機運の醸成を図るもので、現行の法律・条例の枠組みでは文化財としての指定・登録が難しいものを、本市が独自に選定している制度です。

令和2年（2020）10月1日現在、6件を選定しています。



京の地蔵盆



京・花街の文化

（イラスト：松平莉奈）

- 京の食文化
- 京・花街の文化
- 京の地蔵盆
- 京のきもの文化
- 京の菓子文化
- 京の年中行事

まち・ひと・こころが織り成す京都遺産（平成28年（2016）1月創設）

京都の地域社会（まち）、京都文化遺産を支える人や匠の技（ひと）、精神性（こころ）などに基づくテーマを決め、そのテーマに関連する集合体として認定する制度です。

令和2年（2020）10月1日現在、10件を認定しています。

- 北野・西陣でつづられ広がる伝統文化
- 山紫水明の千年の都で育まれた庭園文化
- 世代を越えて受け継がれる火の信仰と祭り
- 明治の近代化への歩み
- 千年の都の水の文化
- 京町家とその暮らしの文化
- いまも息づく平安王朝の雅
- 千年の都を育む山と緑
- 京の商いと祇園祭を支えるまち
- 京と大阪をつなぐ港まち・伏見

京都市の歴史文化の特徴

京都市の歴史文化は、多種多様な京都文化遺産が、京都のまちや暮らしと一体となったものです。その特徴は、「地域性」、「首都性」、「国際性」、「象徴性」に求められます。これらが、歴史都市・京都のイメージを想起させると同時に、京都という都市それ自体に普遍的な価値を与えています。

地域性

豊かな自然が育む多様な地域の暮らし

山紫水明の自然に抱かれた平安京は、都市化とともに京の範囲を越えて北・東・西に広がり、その京外・洛外と京中・洛中がときに一体的、ときに相互補完的なかかわりを保ちつつ、京都として発展してきた。また自然豊かな京都盆地の周縁・周辺には、平安京・京都を支え、平安京・京都に支えられた農山村が散在している。まちとむら、多様多彩な地域に暮らす人々とコミュニティが、地域の魅力的な歴史文化を今に伝えている。

首都性

花の都・永遠の都

京都の歴史市街地は、千年以上にわたって都であり続けたことから、政治・経済・産業・文化・宗教・芸術・学術などの先端的な中心地であった。皇室・公家、武士、寺社、町衆等の多様な主体が創り出し、互いに交流することにより奥深い文化を生みだしてきた。都とその文化は、時代の変化や災害にしなやかに適応して生き延び、文化首都・京都の根幹となっている。

京都市の歴史文化

歴史と文化を継承することにより新たな道を歩み続けるこころ

国際性

世界とつながる京都

京都は、伝統を大切にしながらも、海外の文化や技術を受け入れて、独自の優れた文化を創造し、発展を遂げてきた。伝統と革新がともに息づく京都の文化もまた、地域をこえて、日本全体、さらに世界へ広がっている。世界から京都へ、京都から世界へという人・もの・情報の絶えざる交流は、創造的な文化首都・京都の基盤である。

象徴性

日本の歴史文化の象徴

京都は、日本の歴史における中心的な場所であり、歴史の生き証人として今も日本の歴史文化を体現している。富士山が日本の自然の象徴であるように、京都は日本の歴史と文化の象徴である。日本を代表する歴史都市であることは、京都のアイデンティティの核心をなすとともに、京都に生きる市民の誇りや生き方にもつながっている。

京都文化遺産の維持継承に関する方針

京都では、歴史都市としての魅力の源泉となっている京都文化遺産を大切に守り、伝えていくことが、まちを創造的に発展させる基盤となっています。

したがって、市民をはじめ多くの人が京都のまちと暮らしを楽しむことを通じて、京都文化遺産に親しみ、まちへの愛着を深め、京都文化遺産を社会全体で支えていくことが重要です。

本計画では、「京都のまちと暮らしを楽しむことにより、京都文化遺産を千年の未来に伝える」を基本理念、「見つける」、「知る」、「守る」、「活かす」を基本方針として、具体的な施策を示し、多くの関係者と共有を図ることで、今後10年間で取り組むべき措置を強力に推進していきます。

また、多様な取組の連携、融合を図っていくことにより、一層の好循環を創出し、京都文化遺産の持続的な維持継承につなげていきます。

【基本理念】

京都のまちと暮らしを楽しむことにより、
京都文化遺産を千年の未来に伝える

【基本方針】

(3) 守る
価値を維持継承する

(4) 活かす
価値を育て創造する

(1) 見つける
価値を調査する

(2) 知る
身近に感じ、価値を知る

好循環の創出

【京都文化遺産の担い手】



（1）見つける—京都文化遺産の価値を調査する

京都のまちの至るところに眠っている、まだ知られていない京都文化遺産について、その所有者や、市内の歴史や文化の研究を行う大学・研究機関、京都の隠れた魅力を発信しようとする企業、団体等の関係者はもとより、幅広い市民の皆様とともに調査を進め、歴史都市・京都の新たな魅力を創出します。

ア 京都文化遺産の調査の推進

イ 幅広い市民や大学や企業等との連携による調査・研究の推進

（2）知る—京都文化遺産を身近に感じ、価値を知る

地域のお祭りや京料理、着物などの暮らしの文化、道を歩けば出会う歴史的建造物や遺跡など、身近に存在し、こどもからお年寄りまでそれぞれの市民の暮らしを豊かにしてくれる京都文化遺産の価値を知り、京都市民をはじめ、多くの人々と共有を図っていきます。

ア 市民一人一人が京都文化遺産を守ることの大切さについて理解を深める取組の充実

イ より幅広い人が京都文化遺産の維持継承の支え手となるための取組の充実

（3）守る—京都文化遺産の価値を維持継承する

千二百年を超える京都の歴史を今に伝える貴重な文化財を、歴史都市・京都のまちのシンボルとして保存するとともに、京都のまちや暮らしと一体となって、歴史都市・京都の魅力を高める京都文化遺産について、まちづくりの一環として、末永く未来に伝えていきます。

ア 京都文化遺産の維持継承の取組の推進

イ 文化財、文化財公開施設等の保存、保全の推進

ウ 京都文化遺産の保存に係る財源の確保や長期的な管理費用の低減

エ 京都文化遺産の担い手の確保

オ 暮らしの文化を支える生業や匠の技の継承

カ 防災・防火、防犯の対策の充実

（4）活かす—京都文化遺産の価値を育て、創造する

京都では、京都文化遺産を核として、それぞれの地域が独自性を發揮してまちづくりに取り組んでいることを踏まえ、京都文化遺産を地域の活性化に活かし、あるいは市民の暮らしの中に取り入れることにより、歴史都市としての魅力を高め、市民生活を豊かにしていくことを目指します。

ア 京都文化遺産の活用の普及

イ 京都文化遺産を活かした文化的・社会的・経済的価値の創出

計画の推進～具体的な措置・推進体制～

本計画では、市民の皆さんをはじめ、京都文化遺産の所有者や技術保存団体、大学、博物館、企業等の幅広い関係者と行政が協働し、民間活力も含んだ財源の確保や体制の強化、施設の充実に努めることにより、計画に基づく措置を強力に推進していきます。

京都文化遺産の維持継承に関する具体的な施策（7ページ）に基づく「具体的な措置」及びその「推進体制」については、文化財保護審議会における審議を踏まえ、改めてホームページ等を通じて公表し、市民の皆様からの御意見を募集します。

「京都市文化財保存活用地域計画」(中間案)に対する意見記入用紙

※ 御意見を取りまとめる際の参考としますので、該当する項目に○をつけてください。

«年齢» ①20歳未満 ②20歳代 ③30歳代 ④40歳代 ⑤50歳代 ⑥60歳代 ⑦70歳代以上

«居住地等» ①京都市内在住 ②京都市内に通勤・通学（市外在住） ③②以外の市外在住

(御意見)

※ 記入欄が不足する場合には、適宜別紙で御提出ください。

FAX番号：075-213-3366 京都市 文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



令和2年11月発行
発行：京都市文化市民局
文化芸術都市推進室文化財保護課
京都市印刷物 第023126号

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として
古紙回収等へ！

